

## <参考>

# 「NPO法人諸手続きのガイドブック(令和3年度6月改訂版)」の一部変更について

令和4年9月1日から「組合等登記令」の一部が改正・施行され、これまでNPO法人の設立の認証等においては、すべての事務所の所在地で登記が必要とされていたところ、従たる事務所の所在地における登記が不要となりました。

これを受けて、「NPO法人諸手続きのガイドブック(令和3年6月改訂版)」の一部を変更しました。ガイドブックのご利用にあたっては、本資料についてもご参照ください。



# 島根県

## 第2章 1. 設立の流れ ( P. 18 )

### 1. 設立の流れ

所轄庁の「認証」を経て、法務局での「登記が完了」したら、NPO法人として成立します。

	申請者	所轄庁	一般市民
(1) 準備	<input type="checkbox"/> 設立準備会（発起人会） <input type="checkbox"/> 認証申請書類の作成 <input type="checkbox"/> 設立総会の開催 <input type="checkbox"/> 申請書類の作成	<div style="border: 1px dashed green; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     所轄庁へ相談                 </div>	
(2) 申請、決定	<input type="checkbox"/> 所轄庁へ認証申請書類を提出 <input type="checkbox"/> 申請書類の軽微な補正（1週間未満）  <input type="checkbox"/> 認証書の到達 ※不認証の場合は以下の手続きは不要	<input type="checkbox"/> 認証申請書類の到達  <input type="checkbox"/> 公表 <input type="checkbox"/> 縦覧（申請書到達日から2週間） <input type="checkbox"/> 審査 <input type="checkbox"/> 認証又は不認証の決定 <input type="checkbox"/> 認証書の送付（縦覧期間経過後2ヶ月以内）	<input type="checkbox"/> チェック  <div style="border: 1px solid green; border-radius: 15px; padding: 5px;">                     ・定款                      ・役員名簿（役員の住所又は居所に係る記載を除いたの）                      ・設立趣旨書                      ・事業計画書                      ・活動予算書                 </div>
(3) 法人設立	<input type="checkbox"/> 法務局で法人登記＝法人設立（認証書到達日から2週間以内） <del>※従たる事務所がある場合は、従たる事務所を登記（法人設立登記の日から2週間以内）</del> <input type="checkbox"/> 所轄庁へ設立登記完了届出を提出（登記後遅滞なく）	<input type="checkbox"/> 設立登記完了届出書の到達	
(4) 設立後	<input type="checkbox"/> 税、雇用などの手続き <input type="checkbox"/> 閲覧書類の備置き <input type="checkbox"/> 社員及び利害関係者から請求があれば閲覧を行う	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 内閣府ポータルサイトで情報公開（役員名簿については役員の住所又は居所に係る記載を除いたの）	<input type="checkbox"/> チェック、評価、監督

・事業計画書 ・活動予算書 ・財産目録 ・役員名簿 ・社員10名以上の名簿  
 ・定款 ・認証書の写し ・登記事項証明書の写し

### (3) 法人設立

#### ① 法務局で、法人設立登記

法人設立認証書を受け取った団体は、認証書到達日から2週間以内に、主たる事務所の所在地を管轄する法務局で、法人設立の登記をします(組登令2①)。この設立登記により、特定非営利活動法人が成立します(法13①)。

~~主たる事務所以外の事務所がある場合は、その事務所の所在地を管轄する法務局で、設立登記から2週間以内に登記しなければなりません(組合等登記令11)。~~

設立認証後6ヶ月以内に登記しない場合は、所轄庁が認証を取り消す場合があります(法13③)。

#### ア 登記事項

- 1) 目的及び業務
- 2) 名称
- 3) 事務所の所在地
- 4) 代表権を有する者の氏名、住所及び資格  
理事長や代表理事などであっても「理事」と登記します。  
代表権のない理事や監事は登記しません。
- 5) 存続期間又は解散の事由を定めたときはその期間又は事由
- 6) 代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め

#### イ 設立登記に必要な書類

- 1) 申請書
- 2) 法人設立の認証書
- 3) 定款
- 4) 役員就任承諾書(就任承諾書及び登記すべき理事分)
- 5) その他

#### ウ その他

登記には法人の代表者の印鑑が必要です。

#### ② 所轄庁へ、設立登記完了届出書を提出(法13②)

設立登記後、遅滞なく、所轄庁へ「設立登記完了届出書」に「登記事項証明書(原本)」を添えて提出します。

設立時の財産目録の作成が必要です(法14)。

## 第3章4①定款変更の認証申請（P.33）

### ① 定款変更の認証申請

#### ア 手続の流れ

- 1) 総会で定款変更について議決します（法25①）。
- 2) 所轄庁へ「定款変更認証申請書」等を提出します（法25③④）。  
（所轄庁の変更の場合は、変更前の所轄庁に、変更後の所轄庁の様式で提出します（法26）。）  
所轄庁が申請書類の縦覧を行います（申請書到達から2週間）（法25⑤）。  
申請書到達日から1週間未満は、申請書類の軽微な補正が可能です（法25⑤）（第2章1.（2）参照）。
- 3) 所轄庁が審査し、認証又は不認証の決定を行い、通知します（縦覧期間経過後2ヶ月以内）（法25⑤）。
- 4) 定款に、定款変更についての附則（施行日）を記載します。
- 5) - 1 変更内容に登記事項がない場合  
定款の附則に施行日（認証日）を記載した「変更後の定款」を所轄庁へ提出します。
- 5) - 2 変更内容に登記事項がある場合  
法務局において変更の登記をします（主たる所在地で認証書到達日から2週間以内、~~従たる所在地がある場合は従たる所在地で認証書到達日から3週間以内~~）（組登令3①、~~組登令11③~~）。  
所轄庁へ、「定款変更登記完了提出書」に「登記事項証明書（原本）」を添えて提出します（法25⑦）。  
併せて、定款の附則に施行日（認証日）を記載した「変更後の定款」を所轄庁へ提出します。
- 6) 「変更後の定款」「登記事項証明書（登記事項に変更がある場合）」を法人の事務所において閲覧します（法28③）。  
所轄庁においても閲覧及び内閣府ポータルサイト等で市民の皆様へ情報公開します（法30、法72②）。

## 第3章 4 ②定款変更の届出 (P. 36)

### ② 定款変更の届出

#### ア 手続の流れ

- 1) 総会で定款変更について議決します (法 25①)。
- 2) 定款に、定款変更についての附則 (施行日) を記載します。
- 3) 所轄庁へ「定款変更届出書」等を提出します (総会議決後遅滞なく) (法 25⑥)。
- 4) 変更内容に登記事項がある場合 (県内での事務所移転等) は、法務局において変更の登記をします  
(主たる所在地で定款変更の届出が所轄庁に到達後 2 週間以内、~~従たる所在地がある場合は従たる所在地で定款変更の届出が所轄庁に到達後 3 週間以内~~) (組登令 3①、~~組登令 11③~~)。
- 5) 所轄庁へ、「定款変更登記完了提出書」に「登記事項証明書 (原本)」を添えて提出します (登記後遅滞なく) (法 25⑦)。
- 6) 「変更後の定款」「登記事項証明書 (登記事項に変更がある場合)」を法人の事務所において閲覧できるよう備え置きます (法 28③)。  
所轄庁においても内閣府ポータルサイト等で市民の皆様へ情報公開します (法 30、法 72②)。

#### イ 届出の書類

##### 1) 定款変更届出書

作成例	提出書類	部数	閲覧
[27]	定款変更届出書 (規則様式) 新旧対照表含む (新旧対照表は別の用紙にしてもかまいません。)	1	—
[25]	定款変更を議決した社員総会の議事録の謄本 (コピー)	1	—
[2]	変更後の定款	2	○

##### 2) 定款変更登記完了提出書 (変更内容に登記事項がある場合)

作成例	提出書類	部数	閲覧
[26]	定款変更登記完了提出書 (規則様式)	1	—
—	登記事項証明書 (原本) (登記簿謄本 (原本))	2※	○

※ 原本 1 部、コピー 1 部